

高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内で高松市お試し移住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市内のゲストハウス等の宿泊事業者と連携したお試し移住の支援を図り、もって香川県外から本市への移住又は二地域居住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し移住 香川県外の在住者が、本市への移住又は二地域居住を検討するため、本市での暮らしの体験や情報収集等を目的として、一時滞在することをいう。なお、観光を主たる目的とした一時滞在は除外する。
- (2) 利用者 お試し移住をする直前の1年間のうちに、本市が香川県外又はオンラインで実施する移住相談に参加したのち、お試し移住する者をいう。
- (3) 同行者 利用者に同行する同一世帯員のうち1名をいう。
- (4) 宿泊施設 本市の旅館営業許可を受け、かつ、本市が支援するお試し移住の目的を理解し、第13条の規定による登録を受けたゲストハウス等の宿泊事業者をいう。
- (5) まち案内 宿泊施設のスタッフが、利用者に対し、同伴して、移住候補地や周辺の生活に関連する施設等を案内する活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 利用者及び同行者
- (2) 宿泊施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者又は事業者

(2) 申請時において、本市の市税に滞納がある者又は事業者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないとする者又は事業者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) お試し移住利用事業

利用者が、宿泊施設に滞在した際、利用者及び同行者に対し、補助するもの。

(2) お試し移住協力事業

宿泊施設が、利用者に対し、まち案内を実施した場合、宿泊施設に対し、補助するもの。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助対象事業と同一の事業内容で、国、その他の地方公共団体等の補助金の交付を受け、又は委託事業若しくは実証実験等として実施する事業は、補助対象事業としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) お試し移住利用事業

利用者及び同行者1泊当たり2,000円に、連続する宿泊日数を乗じた額

ただし、宿泊日数は、7日を上限とする。

(2) お試し移住協力事業

まち案内1回当たり5,000円

ただし、同一の利用者に対し、滞在中1回に限る。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のうち、該当する補助対象事業について、高松市お試し移住促進事業補助金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)(以下「交付申請書」とい

う。)を、市長に提出しなければならない。

(1) お試し移住利用事業(様式第1号)

(2) お試し移住協力事業(様式第2号)

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付を決定し、併せて補助金の額を確定し、高松市お試し移住促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により、その内容及びこれらに付す条件を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが適当でないとして認めたときは、高松市お試し移住促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに高松市お試し移住促進事業補助金交付請求書(様式第5号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)が虚偽の申請を行ったと認めるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

2 補助対象者は、市から報告を求められた場合、又は立入調査を行う場合は、協力しなければならない。なお、補助対象者が報告等を拒否した場合、市長は、当該交付の決定の全部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により、交付の決定の全部を取り消したときは、高松市お試し移住促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助金受給者に通知するものとする。

(返還請求)

第 1 1 条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(宿泊施設の登録申込み)

第 1 2 条 宿泊施設として登録を受けようとする者は、高松市お試し移住促進事業補助金宿泊施設登録申込書(様式第 7 号)を、市長に提出しなければならない。

(宿泊施設の登録)

第 1 3 条 市長は、前条の規定による宿泊施設の登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込みを行った者を宿泊施設として登録し、高松市お試し移住促進事業補助金宿泊施設登録通知書(様式第 8 号)により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

(宿泊施設の登録期間)

第 1 4 条 前条の規定による宿泊施設の登録期間は、市長が登録した日から同日の属する年度の 3 月 3 1 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊施設から登録期間満了の日の属する年度の翌年度以降の登録を辞退する旨の申入れがないときは、市長は、当該登録を自動更新することができる。

(途中取消等)

第 1 5 条 宿泊施設は、登録期間の途中において、自己の意思により、宿泊施設の登録の取消しを希望するときは、高松市お試し移住促進事業補助金宿泊施設登録取消願(様式第 9 号)を、市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第 1 6 条 宿泊施設は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者等との信頼関係の保持に努めること。

(2) 活動上知り得た秘密を他に漏らさないこと。宿泊施設としての登録が終了した後も、同様とする。

(3) 本市の信用を失墜するような言動をしないこと。

(登録の取消し)

第17条 市長は、宿泊施設が次の各号のいずれかに該当するときは、登録期間の途中において宿泊施設の登録の取消しを行うことができる。

(1) 第15条の規定による高松市お試し移住促進事業補助金宿泊施設登録取消願の提出があったとき。

(2) 前条第2号又は第3号に掲げる事項のいずれかに違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により宿泊施設の登録の取消しを行うときは、高松市お試し移住促進事業補助金宿泊施設登録取消通知書（様式第10号）により、当該宿泊施設に通知するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）高松市長

高松市お試し移住促進事業補助金（お試し移住利用事業）交付申請書

高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者 (宿泊者代表)	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒		
	電話番号			
	メールアドレス	@		
同行者のフリガナ 氏名		続柄	生年月日	
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	
本市が実施する移住相談への参加		参加者		
		相談日	年 月 日	

●承諾事項

この申請に当たり、市において公簿等により私及び私の世帯の世帯員の市税の納付状況について確認されることを承諾します。

●誓約事項

この申請に当たり、私及び私の世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではないことを誓約します。

●添付書類

宿泊施設に宿泊した領収書等の写し（必須）

年 月 日

（宛先）高松市長

高松市お試し移住促進事業補助金（お試し移住協力事業）交付申請書

高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者 (個人事業主の場合)	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	〒		
	メールアドレス	@		
申請者 (法人の場合)	法人の名称			
	主たる事務所の所在地	〒		
	代表者氏名			
	メールアドレス	@		
	担当者氏名			
宿泊施設	名称			
	所在地	高松市		
	営業許可の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿		

● 承諾事項

この申請に当たり、市において公簿等により申請者の納付状況について確認されることを承諾します。

● 誓約事項

この申請に当たり、申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではないことを誓約します。

（オモテ）

「まち案内」の実施状況

案内した利用者	代表者氏名		生年月日	
	住所			
	案内した人数 人			
まち案内の日時・ 場所	日時	年	月	日
		時	分	から 時 分まで
	場所(町名)			
内容等				

● 添付書類

まち案内の様子を撮影した写真

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市お試し移住促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市お試し移住促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付年度

2 補助金の交付決定額 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 市長が必要とあると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (4) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市お試し移住促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市お試し移住促進事業補助金の交付については、高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者の要件を満たしていると認められないので、同要綱第7条第2項の規定により通知します。

理由

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

高松市お試し移住促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け高 第 号により通知のあつた高松市お試し移住促進事業補助金について、高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行・金庫	本店・支店
	農協・漁協	支所・出張所
		店番 ()
口座種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
口座名義人	フリガナ	

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市お試し移住促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け高 第 号で交付の決定の通知をした高松市お試し移住促進事業補助金の交付について、次のとおり交付の決定の取消しを決定したので、高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

（宛先）高松市長

申込者 住 所
氏 名
電話番号

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

高松市お試し移住促進事業補助金宿泊施設登録申込書

高松市お試し移住促進事業補助金の目的を理解し、宿泊施設として登録を受けたので、高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり、申し込みます。

宿泊施設名	
宿泊施設 URL	
移住希望者の方への メッセージ (120文字程度)	
担当者名	
担当者連絡先	電話番号： メールアドレス：

●添付資料

写真

※ 宿泊施設名、宿泊施設 URL、移住希望者の方へのメッセージ、写真は、高松市公式ホームページ「もっと高松」等へ掲載します。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市お試し移住促進事業補助金宿泊施設登録通知書

年 月 日付けで申込みのあった、宿泊施設の登録について、宿泊施設として登録したので、高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

1 宿泊施設名

2 登録期間

注意事項

- (1) 利用者等との信頼関係の保持に努めること。
 - (2) 活動上知り得た秘密を他に漏らさないこと。宿泊施設としての登録が終了した後も、同様とする。
 - (3) 本市の信用を失墜するような言動をしないこと。
- ※ (2)又は(3)のいずれかに違反した場合は、宿泊施設としての登録を取り消す場合があります。

年 月 日

（宛先）高松市長

提出者 住 所
氏 名
電話番号

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

高松市お試し移住促進事業補助金宿泊施設登録取消願

宿泊施設の登録の取消しを希望するので、高松市お試し移住促進事業補助金
交付要綱第15条の規定により提出します。

宿泊施設名	
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
登録取消希望日	年 月 日
登録の取消しを 希望する理由	

様

高松市長

宿泊施設登録取消通知書

宿泊施設としての登録を取消したので、高松市お試し移住促進事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

1 宿泊施設名

2 登録取消年月日

3 理由